

論 点 (案)

1. 指定制度のあり方について

整理合理化委員会報告書

- ① 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。

○現行の指定制度について

- ・ 行政事務のスリム化・民間活力の活用の観点等から試験等事務を公益法人に担わせることは、一定の効果が認められる。
- ・ 医療は、国民の生命及び身体の安全に直結するものであり、医療関係資格者の質を国家資格制度により担保しており、引き続き国の強い関与が必要であることを考慮すれば、公益法人要件は今後も必須ではないか。
- ・ 国又は独立行政法人が試験等事務を実施することについては、必要な組織・人員の確保が必要であり、行政事務のスリム化の観点からも、指定制度は有効といえる。

2. 各指定法人の選定理由等について

整理合理化委員会報告書

- ② 指定根拠法令を存置する場合には、その指定選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を策定する。

○指定法人の選定について

- ・ 各指定法人については、「当該資格の研修事業等、密接に関連する業務を実施しており、専門知識等のノウハウを保有し、関係者から一定の信頼を寄せられていること。」「国家資格創設時に試験・登録業務を実施することを目的として関係者の出資の基に設立された。」等の理由により選定されている。
- ・ 公益法人制度改革に伴い一般財団法人へ移行する指定法人については、今後は指定しないこととすべきか。

○特定の法人を継続して指定することについて

- ・ プロポーザル方式の導入等による複数の事業者の参入については、コストの削減等の効果が期待できる等の側面があるが、試験問題の質を維持しつつ、継続して事業を実施する必要がある試験等事務についても有効と言えるのか。
- ・ 国家試験問題の作成にあたっては、受験年度や受験生によって有利・不利が生じないように、一貫した出題方針を維持する等、その質を継続して確保する必要がある。

- ・ 試験問題データや個人情報等の厳重な情報管理が必要なデータを、安全に継続して管理する必要がある。
- ・ 各年の試験問題の解答状況を継続して分析・蓄積し、試験問題の改善に反映する必要がある。
- ・ 試験問題作成委員の確保等において、当該分野の専門的知識に精通していることや、職能団体とのネットワークを有している必要がある。
- ・ 試験問題の漏洩防止や、試験中の不正行為への対応等のノウハウを一貫して継承する必要がある。

3. 指定業務の適正な実施について

整理合理化委員会報告書

- ③ 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

指定機関が行う試験業務及び登録業務については公正、厳正かつ確実性が求められている。また、その事業については、受験者及び登録者の手数料により運営されていることから、法人全般の効率的な運営が求められる。

○法人運営の効率化について

- ・ 指定試験機関については、公正透明な人事を確保するという観点から、役員の選任に際し、70歳以上の厚生労働省OBの役員は再任しない、厚生労働省OBを再任又は新任する場合は、公募により選定することとしている。
- ・ 国家試験を担う法人として、法人運営全般にもその透明性や効率化が求められる。役職員についても、役員数の削減や、公募による選任等の取り組みが求められているのではないかと。

○手数料の見直しについて

- ・ 受験手数料等については、収支相償による運営が必要であり、システム更新の引当金や不測の事態への対応等の予備費を除き、当該指定法人の内部留保額、受験者の増加等を踏まえ、実費を勘案した適正な手数料に随時改訂を行う必要がある。

○試験等事務の効率的な実施について

- ・ 一部指定法人においては、既に職員の削減や一般競争入札等の実施により事業費の縮減に努めている。
- ・ 各指定法人は、引き続き事業費の縮減に努めるとともに、事業費の情報公開により指定事務の透明性を確保すべき。
- ・ 試験問題印刷や試験監督業務、採点処理業務等について、共同調達による効率化を図るべき。

4. その他

○指定法人の一元化（単一の法人による試験等事務の実施）について

- ・ 法人の一元化は、管理部門等の一部事務の集約化による効率化が期待できる。
- ・ 多数の国家資格に係る試験等の事務を単一の法人に担わせることとなり、多大な権限を特定の法人に付与することとなる。
- ・ 一つの法人が国家試験の適正な実施に係る多大な責任を一手に負うことから、それに応じた組織体制が必要となる。（現状は、役員は非常勤である場合が多い。）
- ・ 試験問題の作成については、各資格毎に、異なる専門分野の試験問題を個別に作成することが必要であり、それぞれの理事を常在とする等の強化が必要。
- ・ 試験事務等を実施することを目的に設立された法人もあり、指定試験機関を変更することについて、関係者の理解を得ることは困難である。
- ・ 主たる業務が試験等事務である指定法人の場合は、統合により研修等の他の公益事業の実施ができなくなる。

- ・ 試験業務を厳正、公正、確実に実施していくためには、関係者の協力が不可欠であるが、現在実施している指定試験機関においては、これら関係者からの信頼が構築されている。
- ・ 現時点で、現在実施している資格試験に加えて、異なる分野の試験業務を実施できる法人がないこと。
- ・ 早急な一元化が困難であれば、当面、現状の指定試験機関が業務を実施していく中での効率化方策はないか。